

一般名処方について

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給にむけた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当クリニックは後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品・後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和 6 年 10 月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選択療養）が導入されました。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

こくら台ハートクリニック